

写

国 監 告 第 4 号

定 期 監 査 結 果 の 公 表 に つ い て

地方自治法第199条第9項の規定により、平成28年度
第2回定期監査の結果を別紙のとおり公表します。

平成28年11月18日

国立市監査委員 伯 道 夫

国立市監査委員 大 和 祥 郎

平成 28 年度第 2 回定期監査報告書

1 . 監査の種類

地方自治法第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項、並びに国立市監査委員条例第 2 条の規定に基づく定期監査

2 . 監査の対象部局

行政管理部情報管理課（情報政策担当・法務担当含む）・防災安全課・市民課

3 . 監査の範囲

平成 28 年 4 月 1 日から平成 28 年 8 月 31 日までの財務に関する事務の執行及び業務の管理運営状況

4 . 監査の期間

平成 28 年 8 月 30 日（火）～平成 28 年 11 月 18 日（金）

5 . 説明等聴取及び実査日

平成 28 年 10 月 21 日（金）、10 月 24 日（月）

6 . 監査の主眼

- (1) 事務事業の執行に当たっては、能率的、効率的に行われ改善すべき点はないか。
- (2) 組織は簡潔で合理的なものとなっているか。
- (3) 事務の執行は法令等に従って適正に行われているか。
- (4) 社会経済情勢の変化に合致しない制度が存在しないか。
- (5) 事務事業の実態が形骸化していないか。
- (6) 事務分掌、職員配置が適正であるか。
- (7) 予算の執行が適正であるか。
- (8) 財務事務が適正に処理されているか。
- (9) 業務が円滑に執行されているか。
- (10) 各契約事務が適正であるか。
- (11) 公印の使用・管理が適正であるか。
- (12) 庁用車の運行・管理が適正であるか。
- (13) 個人情報の管理状況が適正であるか。
- (14) 備品の管理が適正であるか。

7. 監査の方法

財務に関する事務の執行及び業務の管理運営が関係法令に基づき、適正かつ効率的に執行されているかを主眼とし、関係書類を審査し担当職員から説明を聴取して通常実施すべき監査手続きにより実施した。

8. 監査の結果

今回の監査は、行政管理部情報管理課（情報政策担当・法務担当含む）、防災安全課及び市民課を対象に、平成28年4月1日から平成28年8月31日までの財務に関する事務の執行及び業務の管理運営状況について実施した。

その結果、法令等に基づき概ね適正に執行されているものと認められた。

しかし、一部に改善及び検討を要する事項などが見受けられたことから、次のとおり指摘事項及び要望事項として記すので対応されたい。

また、平成27年7月に導入された庶務事務システムの確実な操作に努められたい。

< 指 摘 事 項 >

(1) 防災安全課

貸与品（貸与する被服）の管理について

国立市職員被服貸与規程第8条第2項「貸与品については、被服貸与簿（第1号様式）により、貸与の年月を明確にしておかなければならない」に基づく、職員に対する貸与品の被服貸与簿が作成されていなかった。

今後は、同規程に基づいて被服貸与簿を作成し、貸与品の管理を徹底されたい。

< 要 望 事 項 >

(1) 市民課

決裁及び文書事務等について

国立市テレホンサービス業務委託契約、個人番号カード交付業務にかかる複写機賃貸借及び消耗品等供給契約、番号発券機等賃貸借の契約締結決裁を確認したところ、決裁日が未記入であるもの、随意契約理由の記載のないものが認められた。

職員が職務上作成した文書は公文書であり、決裁は意思決定の証拠書類で、また、情報公開の対象でもある。

なお、特命随意契約は、真にやむを得ない場合に限るものとされているので、その締結に際しては、行政としての説明責任を果たすために業者選定過程の透明性を確保することが必須であるとの認識に立ち、適用条項の記載とともに、選定理由についても十分に説明を尽くすべきである。

今後は、文書事務の手引き及び契約事務の取扱いについての通知等を改めて確認し、適正な事務の執行に努められたい。

9 . 監査対象部局の概要

(1) 職員配置状況

平成 28 年 8 月 31 日現在 (単位 : 人)

課 名	課長	主幹	課長 補佐	係長	主査	主任	主事	再任 用	嘱託員	合 計
									臨時職員	
情報管理課 (情報政策担当・ 法務担当含む)	3			2	2	3	4		1	18
									3	
防災安全課	1			1			3		1	6
市 民 課	1		1	3		1	8	2	15	37
									6	

(2) 事務分掌

情報管理課

文書法制係

- 市議会の招集及び議案等に関すること。
- 公告式及び庁中令達に関すること。
- 情報公開及び個人情報保護制度に関すること。
- 情報公開及び個人情報保護審議会に関すること。
- 文書の収発、整理及び保存に関すること。
- 文書の進行管理に関すること。
- 帳票管理に関すること。
- 印刷室及び文書倉庫に関すること。
- 図書資料の管理に関すること。
- 公印の管守に関すること。
- 統計調査に関すること。
- 法令の解釈及び運用に関すること。
- 条例、規則、規程及び訓令の審査に関すること。
- 行政不服審査法に基づく不服申立て及び訴訟に関すること。
- 固定資産評価審査委員会に関すること。
- 公益通報に関すること。
- 課内の庶務及び調整に関すること。

情報システム係

- 地域情報化についての総合調整に関すること。
- 電算システムに係る企画及び調整に関すること。
- 電算業務の開発に関すること。
- 電算業務の処理及び年次計画の策定に関すること。

情報セキュリティに関すること。
社会保障・税番号制度に関すること。

防災安全課

防災・消防係（防犯担当）

消防に関すること。
国立市防災会議に関すること。
災害対策の企画及び調整に関すること。
自主防災組織に関すること。
防災行政無線に関すること。
その他災害対策に関すること。
国民保護計画に関すること。
防犯に関すること。
課内の庶務及び調整に関すること。

市民課

記録係

戸籍届書の受付及び審査並びに戸籍等の整備及び保管に関すること。
埋火葬及び改葬許可証の交付に関すること。
身分事項関係台帳の整備及び保管に関すること。
人口動態調査票の報告に関すること。
立川・昭島・国立聖苑組合に関すること。
相続税法第 58 条の通知に関すること。
自衛官の募集に関すること。
課内の庶務及び調整に関すること。

市民係

住民基本台帳届書の受付、整備及び保管に関すること。
住民基本台帳の実態調査及び通知に関すること。
人口統計表の作成及び報告に関すること。
印鑑登録並びに登録原票の整備及び保管に関すること。
戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍の全部事項証明書、個人事項証明書若しくは一部事項証明書及び住民票の写しの交付に関すること
身分証明、印鑑証明及び転出証明等の交付に関すること。
妊娠届の受理及び母子健康手帳の交付に関すること。
自動車臨時運行許可証の交付に関すること。
住民基本台帳の一部の写しの閲覧に関すること。

都営住宅申込書の配布及び地元割当分募集、審査に関すること。
戸籍、住民票等交付手数料の収納に関すること。
住民基本台帳ネットワークシステムの運用に関すること。
公的個人認証サービスに関すること。
個人番号の指定及び通知に関すること。
個人番号カードの交付等に関すること。

国民年金係

国民年金適用に関すること。
国民年金諸届の受付に関すること。
国民年金の裁定請求に関すること。
国民年金給付に関すること。
国民年金諸統計及び報告に関すること。
福祉年金関係諸届に関すること。

以上